令和５年度第１回

音更町障がい福祉計画等推進委員会議案

と　き　　令和５年８月８日（火）
　　午後６時３０分

ところ　　音更町役場庁舎３階
　　３０９・３１０会議室

会　議　次　第

１　開会

２　委嘱状の交付

３　町長あいさつ

４　議件

議案第１号　委員長及び副委員長の選出について

諮問第１号　音更町障がい者基本計画、第７期音更町障がい福祉計画及び第３期音更町障がい児福祉計画の策定について

議案第２号　作業部会の部会長及び部会員の選出について

報告第１号　おとふけ障がい福祉総合プラン及び今年度のスケジュールについて

報告第２号　アンケート調査の結果について

５　その他

（１）会議の公開・公表について

（２）その他

６　閉会

議案第１号　委員長及び副委員長の選出について

区分	氏名
委員長	
副委員長	

諮問第１号　音更町障がい者基本計画、第７期音更町障がい福祉計画及び第３期音更町障がい児福祉計画の策定について

諮問書：資料１のとおり

議案第２号　作業部会の部会長及び部会員の選出について

区分		氏名
作業部会	部会長	
	部会員	

報告第１号　おとふけ障がい福祉総合プラン及び今年度のスケジュールについて
資料２、資料７のとおり（参考：資料３～資料６）

報告第２号　アンケート調査の結果について
１８歳以上の人の集計結果：資料８のとおり
（参考　アンケート調査票：資料９）
１８歳未満の人の集計結果：資料１０のとおり
（参考　アンケート調査票：資料１１）

その他
（１）会議の公開・公表について
〇委員会・作業部会の会議　　原則公開とする。
〇委員会会議結果の公表　　以下の情報を町ホームページに掲載する。
①委員会名、②委員名、③会議名、④開催日時、⑤開催場所、⑥出席委員名、⑦事務局出席者名、⑧議件・諮問内容等、⑨会議資料、⑩会議結果、⑪出された主な意見等（発言者の氏名は公表しない。）
※　作業部会の会議結果については、委員会に上記内容をまとめた資料を提出するため、⑨会議資料の一部として公表される。

音更町附属機関設置条例

平成２２年３月２３日

条例第１号

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項に規定する附属機関として、別表の第１欄に掲げる執行機関に、同表の第２欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第３欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第３条　附属機関は、別表の第４欄に掲げる委員をもって組織し、その任期は同表の第５欄に掲げるとおりとする。

（委任）

第４条　附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附　則

略

別表（第２条、第３条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	委員の任期
町長	音更町障がい福祉計画等推進委員会	次に掲げる事項について、審議を行うこと。 １　障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項の規定に基づく音更町障がい者基本計画の策定に関すること。 ２　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条の規定に基づく音更町障がい福祉計画の策定に関すること。 ３　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０の規定に基づく音更町障がい児福祉計画の策定に関すること。 ４　音更町障がい者福祉計画、音更町障がい福祉計画及び音更町障がい児福祉計画の推進状況に関すること。	１２人以内	３年

備考　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

音更町障がい福祉計画等推進委員会規則

平成２３年３月２５日

規則第３号

（趣旨）

第１条　この規則は、音更町附属機関設置条例（平成２２年音更町条例第１号）第４条の規定に基づき、音更町障がい福祉計画等推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（１）障がい福祉施策に関心のある町民

（２）障がい者又はその家族

（３）学識経験者

（４）障がい福祉関係者

（５）教育・保育関係者

（６）就労関係者

（７）その他町長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第３条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見又は説明を求めることができる。

５　委員長は、審議事項につき必要に応じて、委員会に検討組織を置くことができる。

（守秘義務）

第５条　委員は、職務上知り得た秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月２７日規則第２４号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２６年３月２６日規則第１０号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月２７日規則第５号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

音更町障がい福祉計画等推進委員会委員名簿

任期　令和５年８月１日～令和８年７月31日

No	分野	委員予定者	所属
1	保護者	市野　剛夫	音更肢体不自由児者父母の会　副会長
2	当事者 （難病）	鵜飼　次雄	北海道難病連音更支部　支部長
3	公募	神谷　美香子	－
4	保護者	栗林　秀治	音更町手をつなぐ育成会　会長
5	教育	栗原　賢次	音更町校長会　会長（音更小学校　校長）
6	福祉	佐々木　拓也	音更町社会福祉協議会　事務局次長
7	学識経験者 （医療）	佐治　清	医療法人社団佐治整形外科クリニック　院長
8	学識経験者 （福祉）	佐藤　英晶	帯広大谷短期大学　副学長・教授
9	当事者 （身体）	清野　廣志	身体障害者福祉協会音更分会　副分会長
10	公募	瀧上　彩	－
11	就労	富田　秀彦	音更町商工会　事務局長
12	広域相談 （北海道）	丸瀬　恵	十勝障がい者総合相談支援センター 地域づくりコーディネーター